



新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。また、本年も株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2021年6月24日（木曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

**開催場所** 横浜市西区みなとみらい二丁目3番7号  
横浜ベイホテル東急  
地下2階 クイーンズグラウンドボールルーム

**議 案** 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

## 第50回 定時株主総会

# 招集ご通知

### 目 次

第50回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
(提供書面)	
事業報告	19
連結計算書類	48
計算書類	51
監査報告	55

株主各位

証券コード 9600

2021年6月8日

横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

**株式会社アイネット**

代表取締役兼社長執行役員 **坂井 満**

## 第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせていただき、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1 日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	横浜市西区みなとみらい二丁目3番7号 横浜ベイホテル東急 地下2階 クイーンズブランドボールルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p><b>報告事項</b> 1. 第50期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第50期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	4 ページに記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 招集にあたっての決定事項	<p><b>(1) 重複行使の取扱い</b> 議決権行使書とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。 また、インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。</p> <p><b>(2) 賛否の表示がない場合の取扱い</b> 賛否の表示がない議決権行使書が会社に提出された場合、各議案について賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。</p> <p><b>(3) インターネットによる議決権行使のご案内</b> 5 ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、当社の指定するウェブサイト (<a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a>) より2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。</p>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.inet.co.jp/>) に掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト (<https://www.inet.co.jp/>)**

### 新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下の通りとさせていただきます。

- 事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使いただき、健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- 感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。
- ご入場時に検温をさせていただきます。体温が高い株主様、酷い咳やくしゃみの症状がある株主様には、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 株主総会に出席する取締役及び当社スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- 株主総会にご出席の皆様には、株主総会会場にてマスクの着用をお願いいたします。
- 本総会においては、感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明は簡潔にさせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知をお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 株主総会終了後に開催しておりました、事業説明会及びお飲み物のご提供は中止いたします。
- 今後の感染拡大の状況次第では、やむなく株主総会の会場や日時等が変更となる場合があります。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.inet.co.jp/>) にてお知らせいたします。当日ご来場いただく場合でも、事前に当社HPを必ずご確認くださいませようお願いいたします。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

なお、本年は新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月24日（木曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
株式会社 アイネット 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
××××年××月××日

議案	賛成に対する賛否	反対に対する賛否
第1号	賛 否	賛 否
第2号	賛 否	賛 否

基本日現在の所有株式数 XX股  
議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ロデザインQRコード  
オンラインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
モバイルワード XXXXXX  
XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

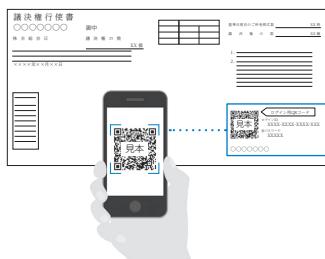
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

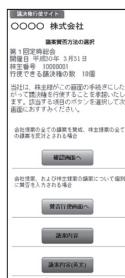
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



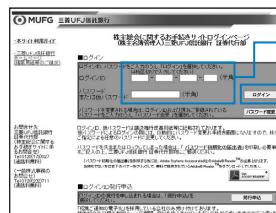
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

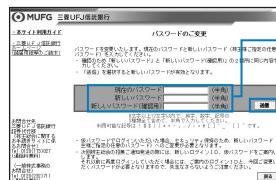
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第50期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき普通配当22円に創立50周年記念配当2円を加えた24円とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>24円</b> 配当総額 <b>383,426,304円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月25日

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の指名にあたっては、透明性、公正性、客観性を一層高めるため、社外取締役を過半数とする「指名・報酬諮問委員会」における審議を経ております。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等	
1	坂井満	代表取締役兼社長執行役員	再任
2	佐伯友道	取締役兼常務執行役員 SS本部長兼DC本部長兼ITMS本部長兼 ーリングサービス事業部所管	再任
3	内田直克	取締役兼常務執行役員 財務本部長	再任
4	木下昌和	取締役兼執行役員 経営企画本部長	再任
5	今井克幸	取締役兼執行役員 総務人事本部長	再任
6	竹之内幸子	社外取締役	再任 社外 独立
7	北川博美	社外取締役	再任 社外 独立
8	大槻陸夫		新任 社外

再任 再任取締役候補者    新任 新任取締役候補者    社外 社外取締役候補者    独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さ か い  
坂 井

みつる  
満

(1957年11月16日生)

所有する当社の株式数… 15,550株  
取締役会出席状況……… 16/16回

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

- 2013年 4月 株式会社富士通マーケティング（現富士通 J a p a n 株式会社）執行役員兼商品戦略推進本部長
- 2015年 4月 当社入社 執行役員ソリューション本部付
- 2015年 6月 当社取締役ソリューション本部長
- 2016年 4月 当社取締役事業統括代理兼ソリューション本部長
- 2016年 6月 当社常務取締役事業統括代理兼ソリューション本部長
- 2017年 4月 当社常務取締役事業統括兼ソリューション本部長
- 2018年 6月 当社代表取締役社長兼ソリューション本部長
- 2019年 6月 当社代表取締役兼社長執行役員（現任）

### 【重要な兼職の状況】

—

### 取締役候補者とした理由

コンピュータメーカー出身で、IT業界に関する専門的かつ広範な知識と経験、幅広いネットワークを持ち、当社の継続的成長の実現に係る戦略立案及び実行の牽引役であることから、当社の企業価値向上への貢献を期待し、引き続き取締役候補者としております。

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

2

さ え き と も み ち  
佐伯 友道

(1962年12月2日生)

所有する当社の株式数… 36,040株  
取締役会出席状況… 16/16回

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

1984年4月 株式会社フジコンサルト（現株式会社アイネット）入社  
2007年4月 当社MS事業部長  
2008年6月 当社執行役員MS事業部長  
2010年6月 当社取締役マーケティングサービス事業部長  
2013年6月 株式会社アイネット・データサービス代表取締役社長  
2015年6月 当社常務取締役戸塚事業本部長兼マーケティングサービス事業部長  
株式会社アイネット・データサービス取締役会長（現任）  
2016年4月 当社常務取締役データセンター本部長兼マーケティングサービス事業部長兼ITマネージドサービス事業部所管  
2018年4月 当社常務取締役データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管  
2019年6月 当社取締役兼常務執行役員SS本部長兼データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管  
2020年4月 当社取締役兼常務執行役員SS本部長兼DC本部長兼ITMS本部長  
2021年4月 当社取締役兼常務執行役員SS本部長兼DC本部長兼ITMS本部長兼マーケティングサービス事業部所管（現任）

### 【重要な兼職の状況】

株式会社アイネット・データサービス取締役会長

### 取締役候補者とした理由

当社入社以来、卓越した営業実績を上げ、当社の競争力を常に高めてきており、経営者としての視点だけでなく、営業として培った経験と当社サービスに精通した企画力、高い統率力で当社の事業拡大に貢献していることから引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

うち だ なお かつ  
内田 直克

(1961年5月12日生)

所有する当社の株式数… 17,250株  
取締役会出席状況……… 16/16回

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

2011年5月	株式会社横浜銀行戸塚支店長
2014年4月	当社入社 財務本部経理部統括部長
2014年6月	当社執行役員財務本部経理部統括部長
2015年4月	当社執行役員本社統括代理
2015年6月	当社取締役本社統括代理
2016年4月	当社取締役本社統括
2016年6月	株式会社アイネット・データサービス取締役(現任)
2017年4月	当社取締役本社統括兼財務部長
2018年4月	当社取締役本社統括
2018年6月	当社常務取締役本社統括
2019年6月	当社取締役兼常務執行役員本社統括兼財務本部長
2020年4月	当社取締役兼常務執行役員財務本部長(現任)

### 【重要な兼職の状況】

株式会社アイネット・データサービス取締役

### 取締役候補者とした理由

金融機関出身で、その経験から財務面及び内部統制の観点で、専門的かつ広範な知識を有しており、財務部門の責任者として当社の経営・管理全般を的確に遂行していることから引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

きのした まさかず  
木下 昌和

(1958年7月29日生)

所有する当社の株式数…  
取締役会出席状況………

8,900株  
13/13回

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

2007年11月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 練馬駅前支店長  
2012年4月 当社入社 営業企画部統括部長  
2012年6月 当社執行役員営業企画部統括部長  
2016年4月 当社執行役員企画部統括部長  
2017年4月 当社執行役員経営戦略室長  
2017年6月 当社取締役経営戦略室長  
2018年10月 当社取締役経営戦略室、営業企画部、企画・IR部所管  
2019年4月 当社取締役経営戦略室、企画・IR部所管  
2019年6月 当社上席執行役員経営企画本部長  
2020年6月 当社取締役兼執行役員経営企画本部長(現任)

### 【重要な兼職の状況】

—

### 取締役候補者とした理由

海外を含めた新規事業分野拡大のための豊富な知識と経験を有しており、グローバルな視点から効率的かつ健全な事業経営の推進に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

いま い かつ ゆき  
今井 克幸

(1963年2月26日生)

所有する当社の株式数… 4,500株  
取締役会出席状況……… 13/13回

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

2013年11月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）融資部臨店指導室上  
席調査役  
2018年1月 当社入社 総務部長  
2018年4月 当社執行役員総務部統括部長兼法務・コンプライアンス室長  
2018年10月 当社執行役員総務部統括部長兼リスクマネジメント室長  
2019年6月 当社執行役員総務人事本部長兼総務部統括部長兼リスクマネジメント室長  
2020年6月 当社取締役兼執行役員総務人事本部長兼総務部統括部長兼リスクマネジメント室長  
2021年4月 当社取締役兼執行役員総務人事本部長（現任）

### 【重要な兼職の状況】

—

### 取締役候補者とした理由

当社入社以降、経営管理体制及びコンプライアンス体制の強化に誠実かつ適切に対応をしており、今後の持続的成長と企業価値向上に大きく貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としております。

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

6

たけのうち

竹之内

ゆきこ

幸子

(1968年2月23日生)

所有する当社の株式数…

500株

取締役会出席状況………

15/16回

再任

社外

独立

### 【略歴、当社における地位及び担当】

2011年8月 株式会社エ・ム・ズ代表取締役  
2012年8月 株式会社Woomax設立代表取締役（現任）  
2015年6月 当社社外取締役（現任）

### 【重要な兼職の状況】

株式会社Woomax代表取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年企業経営に携わり、女性活躍推進をテーマとした講演及びコンサルティング等を数多く行っており、引き続きそこで培った経験を当社の経営及びダイバーシティ推進に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。

候補者番号

7

きた がわ ひろ み  
北川 博美

(1961年7月20日生)

所有する当社の株式数… 100株  
取締役会出席状況……… 13/13回

再任

社外

独立

### 【略歴、当社における地位及び担当】

2005年4月 産能大学経営情報学部（現産業能率大学情報マネジメント学部）准教授  
2011年4月 産業能率大学情報マネジメント学部教授（現任）  
2016年4月 同大学情報マネジメント学部現代マネジメント学科主任  
2018年4月 同大学コンテンツビジネス研究所長（現任）  
2020年6月 当社社外取締役（現任）

### 【重要な兼職の状況】

産業能率大学情報マネジメント学部教授

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当業界出身ではない客観的な視点を持ち、かつ情報マネジメントにおける高度な学術知識を有しており、引き続きこれらの視点・知識を当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者としております。

同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

8

おおつき りく お  
**大槻 陸夫** (1964年11月19日生)

所有する当社の株式数…

一株

取締役会出席状況…………

一回

新任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

社外

1988年 4月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）入社  
2019年 4月 東京電力ホールディングス株式会社常務執行役  
東京電力エナジーパートナー株式会社取締役

### 【重要な兼職の状況】

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる電力会社で培った経験や企業経営者としての豊富な経験から、幅広い知見と経営全般に関する相当程度の知見を有しており、当社の企業価値の向上及び持続的な成長に尽力していただくこと、またコーポレートガバナンス体制の実効性に貢献していただくことを期待して社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、大槻陸夫氏が2021年3月まで取締役を務めておりました東京電力エナジーパートナー株式会社との間で当社の連結売上高の約2.5%程度の取引関係がありますが、主にデータセンター設備で利用する電力供給であり、その取引の性質や取引条件に照らして、同氏と当社の間には特別の利害関係はないと判断しております。
3. 竹之内幸子、北川博美及び大槻陸夫の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、竹之内幸子及び北川博美の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、大槻陸夫氏が選任された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案の各再任候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案が原案どおり承認された場合、新任候補者を含む各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、本議案に係る取締役の任期中には同内容での当該保険契約の更新を予定しております。

6. 当社は、竹之内幸子及び北川博美の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## ご参考

### 社外役員の独立性基準

当社における社外役員が独立性を有すると判断するためには、次のいずれの要件も満たすものとし  
ます。

1. 過去10年以内に当社及びその子会社（以下「当社グループ」という）の取締役、監査役、執行役員その他の使用人でないこと
2. 過去5年以内に当社グループとの間で主要な取引をする企業の取締役、監査役、執行役員その他の使用人でないこと  
※「主要な取引」とは、当社グループとの取引額が、当社グループまたは取引先である企業のいずれかの年間連結売上高の2%を超える取引をいう。
3. 過去5年以内に当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）でないこと  
※「多額の金銭その他の財産」とは、当社の支払額が個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の年間連結売上高の2%を超えるものをいう。
4. 過去5年以内に当社の総議決権の10%以上を直接または間接的に有する株主（当該株主が法人である場合には、当該法人の取締役、監査役、執行役員その他の使用人等）でないこと
5. 過去5年以内に社外役員の相互就任の関係にある先の取締役、監査役、執行役員その他の使用人等でないこと
6. 過去5年以内に当社グループが多額の寄付を行っている先またはその取締役、監査役、執行役員その他の使用人等でないこと  
※「多額の寄付」とは、当社の寄付額が、年間1,000万円または当該団体の直近総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付をいう。
7. 上記1.～6.までに掲げる者の二親等以内の親族でないこと
8. その他、当社グループの社外役員として独立性に疑いがないこと

## 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営	ITデジタル	営業・ マーケティング	財務・ ファイナンス	ガバナンス・ 法務	人事・労務	グローバル
坂井 満	●	●	●				
佐伯 友道	●	●	●				
内田 直克	●				●	●	
木下 昌和			●	●			●
今井 克幸			●		●	●	
竹之内 幸子	●					●	
北川 博美		●	●				
大槻 陸夫	●				●		
市川 裕介				●	●		
宮崎 正敏				●	●		
田下 佳彦	●				●		
浅井 紀代子	●			●			

以上

## 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、コロナ禍による国内外の経済活動の停滞に伴い、個人消費や企業収益が減少、景況感が悪化しました。依然、感染症への警戒感は続いているものの、コロナ禍の影響は徐々に和らいでいくと見られています。

当社グループが属する情報サービス業界においては、コロナ禍におけるテレワークなど働き方改革ツールの普及、業務効率化、情報セキュリティ対策等を目的としたIT投資活発化の動きが継続しています。その中でもクラウドコンピューティングの普及拡大、IoTの推進、ビッグデータやAI（人工知能）の活用拡大など、デジタルトランスフォーメーション（DX）への取組み活発化に伴い、売上拡大、顧客サービス向上、企業の生産性向上等を目的とした競争力強化のためのIT投資の意欲も高まっています。

当社グループは、中期経営計画の2年目である当連結会計年度において、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）への取組みに必要不可欠なデータセンターサービスやクラウドサービスへの需要は強く、ストックビジネスである情報処理サービス全体では好調を維持しました。しかしながら、コロナ禍によってシステム開発サービスにおけるプロジェクトの延期・中止、情報処理サービスにおけるBPOメーリングサービス取扱量の減少、POSを始めとしたシステム機器販売の減少等の影響を受けました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高30,016百万円（前期比3.5%減）、営業利益2,155百万円（同13.8%減）、経常利益2,279百万円（同9.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,494百万円（同10.6%減）となりました。

なお、2021年1月29日に開示した修正予想値を上回りました。

	第49期 (2020年3月期)	第50期 (2021年3月期)	前連結会計年度比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	31,097	30,016	3.5%減
営業利益	2,501	2,155	13.8%減
経常利益	2,531	2,279	9.9%減
親会社株主に帰属する当期純利益	1,672	1,494	10.6%減

当連結会計年度におけるサービス区別の売上状況は以下のとおりです。

### 情報処理サービス

売上高  
**11,861**百万円  
(前期比9.6%増)

イベント中止や販売促進縮小に伴い、金融業向けを中心としたBPOメーリングサービスの減少が影響したものの、全体では引き続きデータセンターやクラウドサービス利用の増加が大きく寄与した結果、11,861百万円(前期比9.6%増)となりました。



### システム開発サービス

売上高  
**16,936**百万円  
(前期比10.5%減)

予期せぬコロナ禍の影響により、流通・サービス業、石油業、及び製造業向けを中心に当初予定案件の延期や中止が相次ぎ、稼働率が低下しました。第4四半期以降、商談数も徐々に増え、業績も回復傾向となってきたものの、期初の不振を十分カバーするには至らず、通期では16,936百万円(同10.5%減)と減収になりました。



### システム機器販売

売上高  
**1,217**百万円  
(前期比10.0%減)

前連結会計年度に発生した消費税増税対応等により好調であったガソリンスタンド向けPOS機器販売による反動、及び各サービスに付随した機器販売の一部においてコロナ禍の影響による顧客の投資の見送り等があったことにより、1,217百万円(同10.0%減)となりました。



サービス区分別売上	前連結会計年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)		当連結会計年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)		増減	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	率(%)
情報処理サービス	10,819	34.8	11,861	39.5	1,041	9.6
システム開発サービス	18,924	60.9	16,936	56.4	△1,987	△10.5
システム機器販売	1,353	4.3	1,217	4.1	△135	△10.0
合 計	31,097	100.0	30,016	100.0	△1,081	△3.5

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、2,690百万円であります。これは、主に情報処理サービスの受注拡大に備えるため、データセンター設備を増強したことによるものであります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、貸出コミットメント契約を取引金融機関5行との間で結び、機動的かつ安定的な資金調達が可能となっております。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

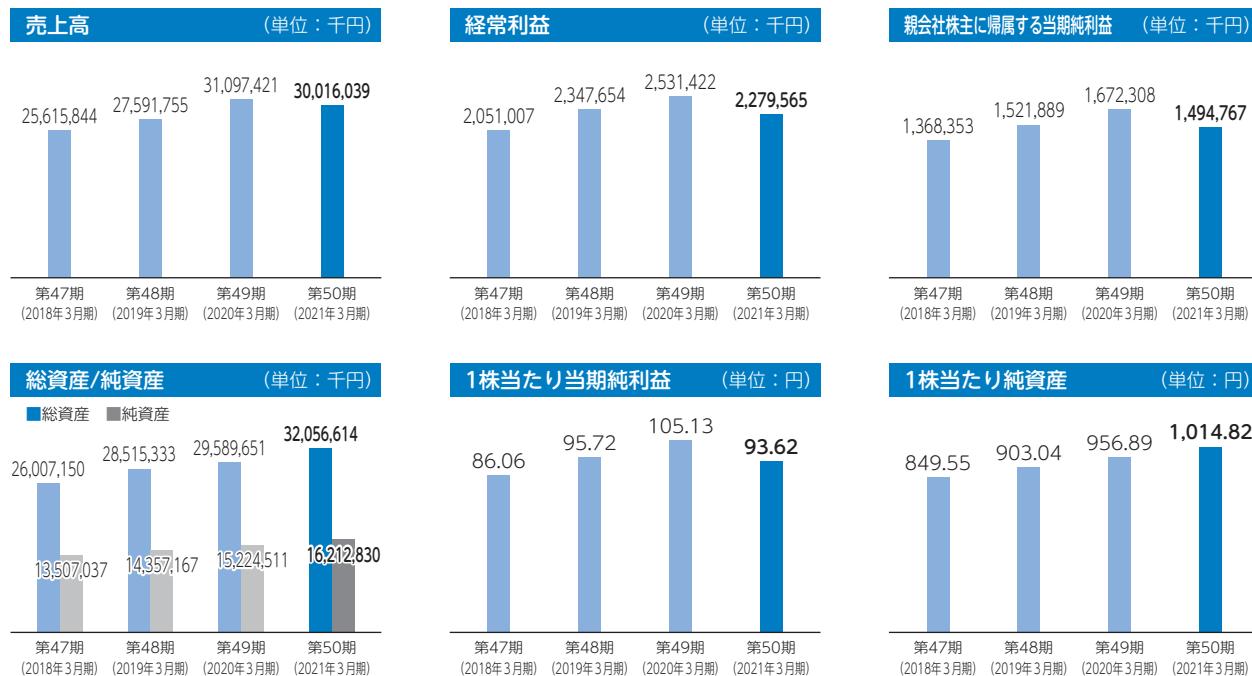
### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第47期 (2018年3月期)	第48期 (2019年3月期)	第49期 (2020年3月期)	第50期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
<b>売上高</b>	(千円)	25,615,844	27,591,755	31,097,421	30,016,039
<b>経常利益</b>	(千円)	2,051,007	2,347,654	2,531,422	2,279,565
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	(千円)	1,368,353	1,521,889	1,672,308	1,494,767
<b>1株当たり当期純利益</b>	(円)	86.06	95.72	105.13	93.62
<b>総資産</b>	(千円)	26,007,150	28,515,333	29,589,651	32,056,614
<b>純資産</b>	(千円)	13,507,037	14,357,167	15,224,511	16,212,830
<b>1株当たり純資産</b>	(円)	849.55	903.04	956.89	1,014.82

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ISTソフトウェア	東京都大田区	千円 608,425	% 100.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報処理サービス</li> <li>・ システム開発サービス</li> <li>・ システム機器販売</li> </ul>
株式会社ソフトウェアコントロール	東京都中央区	54,000	100.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム開発サービス</li> </ul>

#### (4) 対処すべき課題

今後の日本経済は、コロナ禍の影響により不透明感が残っているものの、ワクチンの普及などにより自律的な回復力が高まってくると見られています。当社グループが属する情報サービス業界においては、デジタルトランスフォーメーション（DX）による事業革新に向け、企業の情報化関連投資は拡大が続く見込みです。中でもITを活用する顧客ニーズの多様化や、構造的な変化、すなわち、労働集約的な受託開発に代表される従来型のビジネスモデルから、サービス提供型のビジネスモデルへのシフトが求められています。

また、クラウドコンピューティングの普及拡大、非接触対応ニーズの拡大、IoTやFinTechの推進、ビッグデータやAI（人工知能）の活用拡大など、デジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組みの活発化やNew Normal時代への対応に伴い、新たな生活様式の実現、最新の技術を活用した事業競争力強化やビジネス変革等を目的にした競争力強化のためのIT投資への関心は継続して高まっております。

#### (中期経営計画)

当社は2019年度から2021年度までの3カ年計画の中期経営計画を策定しており、それは事業戦略計画、投資戦略計画、ESG 取組計画、及び業績計画で構成されています。また、当社は中長期目標として、事業規模の拡大及び企業価値の向上を掲げ、経営方針に基づいて推し進めてまいります。

当社グループでは、市場の変化を積極的な成長機会と捉え、経営戦略として、お客様との絆をより強固にする「守り」と、新たな市場領域やサービスを開拓する「攻め」のバランスを重要視する経営を常に考え、状況変化に応じた有効な戦略・戦術をとり続けております。3つの重点施策①「パートナー戦略と販売チャンネル戦略」の強化・拡大、②「クラウド基盤（Next Generation EASY Cloud®）＋アプリケーション」のサービス化、③「企画からBPOまでの一貫ビジネスにおけるクロスセル」のさらなる推進)には、引き続き積極的に取り組んでまいります。今後も、当社グループのビジネスモデルを強みに推し進めていくとともに、戦略・戦術を実行していくために以下を重点強化ポイントとして取り組み、さらなる事業成長と企業価値の向上を図ってまいります。

なお、コロナ禍対策として、従業員の在宅勤務や時差勤務の利用、お客様とのweb会議の活用など、インフラ面や制度面での体制を整えてきており、業績への影響は軽減されてきていると考えております。

#### (当社グループのビジネスモデル)

当社グループは、中長期にわたる安定的な成長を実現するため、多種多様な業種業態のお客様のビジネス環境に合わせて様々なサービスを連携し、クラウドデータセンターを軸に、ストックビジネスへ展開しております。当社が展開するサービスは、DXソリューション、クラウドサービス、受託計算・決済、プリント・メーリング・BPO、システム開発、組込制御、基盤開発・運用監視、など多岐にわたり、お客様企業がDX時代が必要とする最適なサービスをワンストップで提供しております。

### (重点強化ポイントとしての取り組み)

- ・ DX、New Normal時代に向けたサービスの研究開発・技術獲得
- ・ 顧客ニーズへの的確な対応（サービスデザイン、顧客エンゲージメント戦略強化）
- ・ データセンタービジネスの拡大、新規ビジネス開発、及び運営における攻守両面での体制強化
- ・ 人材の多様化、高度化、生産性向上（人材育成、キャリア形成支援、働き方改革の推進、ダイバーシティ推進）

### (健康経営に向けた取り組み)

当社は、「社員が経営における最大の財産である」という理念のもと、社員の健康づくりを経営的な視点で捉え、社員が心身ともに健康であることこそが、持続的な企業価値向上の源泉であると考えております。社員の健康増進を支援する健康経営を積極的に推進するため、代表取締役兼社長執行役員を最高健康責任者のもと、人事部・健康支援室・健康保険組合が一体となりさまざまな活動に戦略的に取り組んでおります。

なお、従来より当社は、健康経営に関する取り組みに一定水準の評価を得ており、経済産業省と日本健康会議が共同で優良な健康経営を実践している企業を選定する「健康経営優良法人2021」～ホワイト500～に認定されております。

## (その他の課題)

2019年10月、当社は日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。当社といたしましては、公正取引委員会による検査に全面的に協力してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、情報サービスを主な事業としております。  
サービス区分毎の事業内容は以下のとおりであります。

- ① 情報処理サービス
- ② システム開発サービス
- ③ システム機器販売

## (6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

### ① 当社

本社	横浜市西区
事業所	東京都大田区
情報センター	横浜市（2拠点）
支店	札幌（札幌市北区）、仙台（仙台市青葉区）、中部（名古屋市中区）、 大阪（大阪市淀川区）、中四国（広島市南区）、福岡（福岡市中央区）

### ② 子会社

株式会社ISTソフトウェア	東京都大田区
株式会社ソフトウェアコントロール	東京都中央区

**(7) 使用人の状況** (2021年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,613 (168) 名	62名増 (44名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
940 (168) 名	37名増 (44名減)	40.6歳	16.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社横浜銀行	3,626,350
株式会社三菱UFJ銀行	2,746,020

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	60,000,000株
② 発行済株式の総数	16,242,424株
③ 株主数	4,147名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,638	10.25
池田 典義	1,619	10.14
アイネット従業員持株会	1,385	8.67
北川 淳治	781	4.89
株式会社横浜銀行 (常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	707	4.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	646	4.05
有限会社エヌ・アンド・アイ	316	1.98
日本生命保険相互会社 (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	275	1.72
公益財団法人アイネット地域振興財団 (注) 3	250	1.56
三菱総研DCS株式会社	239	1.50

- (注) 1. 当社は自己株式 (266,328株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は、2020年6月24日開催の第49回定時株主総会の決議及びこれに基づく取締役会の決議に基づき、2020年7月31日付で自己株式 (普通株式) 125,000株を第三者割当の方法により処分しております。その目的及び理由その他の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.inet.co.jp/news/>) 掲載の2020年4月17日付「公益財団法人アイネット地域振興財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

4. 当社は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、2020年7月17日開催の取締役会の決議によって、次のとおり自己株式の処分を実施いたしました。

処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 12,000株
処分価額	1株につき1,515円
処分価額の総額	18,180,000円
募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（※）6名 6,000株 当社の執行役員 6名 6,000株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
払込期日	2020年8月3日

5. 当社は、2020年8月21日開催の取締役会の決議に基づき、2020年8月24日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式70,900株を105,144,700円にて取得いたしました。

#### ⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

		株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 6,000株	6名
	社外取締役	—	—
取締役（監査等委員）		—	—

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役兼社長執行役員	坂 井 満	
代表取締役兼専務執行役員	鰐 淵 浩	D X 本部長兼マーケティングサービス事業部所管
取締役兼常務執行役員	佐 伯 友 道	S S 本部長兼DC本部長兼ITMS本部長 株式会社アイネット・データサービス取締役会長
取締役兼常務執行役員	内 田 直 克	財務本部長 株式会社アイネット・データサービス取締役
取締役兼執行役員	木 下 昌 和	経営企画本部長
取締役兼執行役員	今 井 克 幸	総務人事本部長兼総務部統括部長兼リスクマネジメント室長
取締役	竹之内 幸 子	株式会社Woomax代表取締役
取締役	北 川 博 美	産業能率大学情報マネジメント学部教授
取締役 (常勤監査等委員)	宮 崎 正 敏	
取締役 (常勤監査等委員)	市 川 裕 介	
取締役 (監査等委員)	田 下 佳 彦	
取締役 (監査等委員)	浅 井 紀 代 子	株式会社横浜会計社代表取締役 税理士

- (注) 1. 当社は、2020年6月24日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役宮崎正敏、大橋秀夫、田下佳彦及び浦川親草の各氏は任期満了により退任し、このうち宮崎正敏及び田下佳彦の両氏が監査等委員である取締役に就任しております。また、浅井紀代子氏は、同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役竹之内幸子及び北川博美、取締役 (常勤監査等委員) 宮崎正敏及び市川裕介、並びに、取締役 (監査等委員) 田下佳彦及び浅井紀代子の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、宮崎正敏及び市川裕介の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 (監査等委員) 浅井紀代子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 2021年4月1日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動後	異動前
鰐 淵 浩	代表取締役兼専務執行役員	代表取締役兼専務執行役員DX本部長兼 マーケティングサービス事業部所管
佐 伯 友 道	取締役兼常務執行役員SS本部長兼DC 本部長兼ITMS本部長兼マーケティングサ ービス事業部所管	取締役兼常務執行役員SS本部長兼DC 本部長兼ITMS本部長
今 井 克 幸	取締役兼執行役員総務人事本部長	取締役兼執行役員総務人事本部長兼総務 部統括部長兼リスクマネジメント室長

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）並びに当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社及び当該子会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が負担することとなる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

## ④ 役員の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)		
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10（3）	152（9）	142（9）	9（-）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4（4）	22（22）	22（22）	-（-）
監査役 （うち社外監査役）	4（4）	6（6）	6（6）	-（-）
合計 （うち社外役員）	15（8）	180（38）	171（38）	9（-）

(注) 1. 当社は、2020年6月24日開催の第49回定時株主総会決議により、同日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したため、2020年4月1日から2020年6月24日までの監査役報酬等の額を記載しております。

2. 上記には、2020年6月24日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 当社は、2005年6月24日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。当該定時株主総会の決議に係る取締役の員数は6名です。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、150百万円の役員退職慰労金を支給しております。
5. 当社は、2020年6月24日開催の第49回定時株主総会の終結の時をもって退任する取締役1名に対し、創業時からの功績と在任中の労に報いるため、役員退職慰労金とは別に特別功労金250百万円を贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、250百万円の特別功労金を支給しております。

## ロ. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容

当社では、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。対象取締役は、当該制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は年額50百万円以内、当該制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内としており、当社と対象取締役との間では、対象取締役が退任する日までの間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することを内容として含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとしております。

## ハ. 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

### a. 監査等委員会設置会社移行前（2020年6月24日開催の定時株主総会終結の時まで）

取締役の報酬等の額は、2001年2月21日開催の臨時株主総会において、年額270百万円以内と決議しておりました（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該臨時株主総会の終結時点の取締役の員数は10名（但し、当該臨時株主総会で承認された合併契約に係る合併期日である2001年4月1日以降の取締役の員数は13名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の額を年額50百万円以内（当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して発行または処分される当社普通株式の数を年5万株以内）と決議しておりました（社外取締役は付与対象外）。当該定時株主総会の終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

監査役の報酬等の額は、2001年2月21日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と

決議しておりました。当該臨時株主総会の終結時点の監査役の員数は3名（但し、当該臨時株主総会で承認された合併契約に係る合併期日である2001年4月1日以降の監査役の員数は3名）です。

b. 監査等委員会設置会社移行後（2020年6月24日開催の定時株主総会終結の時から）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月24日開催の定時株主総会において、年額270百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。また、当該金銭報酬とは別枠で、当該定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の額を年額50百万円以内（当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して発行または処分される当社普通株式の数を年5万株以内）と決議しております（社外取締役は付与対象外）。当該定時株主総会の終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年6月24日開催の定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会の終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は4名）です。

## 二. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は次のとおりです。なお、取締役会は、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、具体的な決定方法及び内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申の内容に従っていることを確認しており、また、指名・報酬諮問委員会においても当該決定方針に沿うものであることを確認しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う業務執行を行わない取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の

総額は年額50百万円以内とする。具体的配分については、短期的には営業利益・当期純利益・経常利益・売上高等、長期的にはROE・株価・時価総額等を総合的に勘案して決定し、翌期の報酬に反映させるものとする。支給する時期については、毎年7月の取締役会にて決議を行い、8月に割当を行うものとする。

d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、客観性・妥当性を担保するために、外部調査機関の役員報酬調査データによる報酬水準・業績連動性の客観的な比較検証を行い、指名・報酬諮問委員会で検討を行う。取締役会（eの委任を受けた代表取締役兼社長執行役員）は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役兼社長執行役員がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び株式報酬の個人別の割当株式数とする。取締役会は、当該権限が代表取締役兼社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役兼社長執行役員は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

f. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

非金銭報酬等である譲渡制限付株式については、在任期間中に不正行為や法令違反等があった場合は株式報酬の全部または一部を無償返還するクローバック条項を設定するものとする。

## ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は2021年2月19日開催の取締役会決議に基づき、代表取締役兼社長執行役員である坂井満に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の具体的内容について委任をしております。委任された権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び株式報酬の個人別の割当株式数としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役兼社長執行役員が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役兼社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役兼社長執行役員は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

監査等委員である各取締役の報酬については株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役竹之内幸子氏は、株式会社Woomaxの代表取締役であります。なお、当社は株式会社Woomaxとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役北川博美氏は、産業能率大学情報マネジメント学部教授であります。なお、当社と産業能率大学との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅井紀代子氏は、株式会社横浜会計社の代表取締役であります。なお、当社は株式会社横浜会計社との間には特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（3回開催）		監査等委員会（10回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役 竹之内 幸子	15	93.75	—	—	—	—
取締役 北川 博美	13	100	—	—	—	—
取締役（常勤監査等委員） 宮崎 正敏	16	100	3	100	10	100
取締役（常勤監査等委員） 市川 裕介	13	100	—	—	10	100
取締役（監査等委員） 田下 佳彦	16	100	3	100	10	100
取締役（監査等委員） 浅井 紀代子	16	100	—	—	10	100

- (注) 1. 当社は、2020年6月24日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役北川博美氏は2020年6月24日開催の当社第49回定時株主総会で取締役に選任されており、取締役会の出席率は就任後の取締役会回数13回で計算しております。
3. 取締役（常勤監査等委員）市川裕介氏は2020年6月24日開催の当社第49回定時株主総会で取締役（常勤監査等委員）に選任されており、取締役会の出席率は就任後の取締役会回数13回で計算しております。

・取締役会、監査役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- a. 竹之内幸子氏は、取締役会において、女性活躍推進をテーマとした多くの講演やコンサルティングで培った経験から積極的に意見を述べており、特に当社の経営及びダイバーシティ推進について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された全ての委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
- b. 北川博美氏は、取締役会において、当業界出身ではない客観的な視点から積極的に意見を述べており、特に情報マネジメントにおける高度な学術知識について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役に2020年6月24日就任以降に開催された全ての委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
- c. 宮崎正敏氏は、取締役会、監査役会及び監査等委員会において、金融機関での業務執行で培った経験やガバナンスに関する専門的な知見から積極的に意見を述べており、経営から独立し、客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- d. 市川裕介氏は、取締役会及び監査等委員会において、経営管理に関する豊富な知識から積極的に意見を述べており、経営から独立し、客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- e. 田下佳彦氏は、取締役会、監査役会及び監査等委員会において、同業他社で経営者として長年務めた豊富な経験から積極的に意見を述べており、経営から独立し、客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- f. 浅井紀代子氏は、取締役会及び監査等委員会において税理士としての専門的な見地から積極的に意見を述べており、経営から独立し、客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	46

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、①の額は、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の実施状況及び報酬額見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由の報告をいたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2020年6月24日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、2020年6月24日の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

### ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社並びにグループ会社の取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

代表取締役社長は、取締役からコンプライアンス全体に関する統括責任者を任命し、リスクマネジメント部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

内部監査室は、独立した立場から監査を実施してその結果を代表取締役社長に報告する。

当社は、コンプライアンス上、疑義ある行為についての内部通報の仕組みとして、「公益通報者保護規程」を定め、それに従い、取締役及び使用人が通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営する。内部通報制度の通報状況については、速やかに監査等委員会に報告を行うこととする。

監査等委員会は、コンプライアンス体制に対する問題の有無を調査し、取締役会に報告する。また、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役から職務執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者を任命する。職務執行に係る情報の保存及び管理は「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し、改善を図るものとする。

### ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント部主導の下、代表取締役社長を委員長とする組織横断的なリスク管理委員会を設置し、リスクの見直しを行う。また、同委員会は、「危機管理規程」を見直し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図

る。

さらに、内部監査室は、各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

#### ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて適時臨時取締役会を開催する。

取締役会の決定に基づく業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会において適時報告し、監査等委員会及び内部監査室がこれを適時監査する。また、執行が効率的に行われるよう毎月1回本部長会を開催する。

グループ全体の中期経営計画及び単年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。また、グループ会社を含めた事業部門長以上で構成されるグループ経営会議を毎月1回定例的に開催し、業務の執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務執行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

#### ⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理は所管役員が行う。グループ会社の社長は、毎月1回開催されるグループ経営会議に参加し、円滑な情報交換を行う。

当社並びにグループ会社の取締役は、当社各部門及び各グループ会社の業務執行の適正を確保する内部統制システムの確立とその運用について権限と責任を有する。

監査等委員会と内部監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告する。

この活動に資するため、グループ会社監査役等連絡会、内部監査部門連絡会を組織し、情報の共有化を図って対処する。

#### ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、内部監査室及び本社所属の職員を監査等委員会を補助すべき使用人として指名することができる。指名された使用人の補助すべき期間中における指揮権は、監査等委員会に委譲されたものとし、また、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の当該期間における人事異動は、監査等委員会の同意を得るものとする。

**⑦ 監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及びグループ会社は、監査等委員会に対して報告を行った当社及びグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

**⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

**⑨ 当社及びグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査等委員会に報告すべき事項（法定の事項、当社及びグループ会社の経営・業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為、その他）に関する規程を2020年6月24日に制定した。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会に対して、その規程に定める報告事項を、遅滞なく報告する。

常勤監査等委員は、グループ経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とする。また、監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

監査等委員会は、代表取締役社長との間において定期的な意見交換会を開催する。

**(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記内部統制システムに基づき、当事業年度において適切な運用を行ってきております。主な運用状況の概要については次のとおりです。

**① 取締役の職務執行について**

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

執行役員制度を導入し、経営の監督と執行を分離し、迅速な業務執行を図っております。

経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名、並びに報酬等に係わる取締役会の機能の独立性・客観性

と説明責任の強化を図り、コーポレートガバナンス体制の一層の充実させるため、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しております。委員の過半数以上を社外取締役で構成しており、取締役等の選任・報酬等を協議しております。

また、グループ経営会議においても重要な業務執行について報告・協議が行われており、業務執行の適正性、効率性を確保しております。

その他に、原則年1回取締役会の実効性評価を実施することとし、取締役会の現状を把握し、より実効性を高めるべく運営の見直しを実施しております。

## ② 監査等委員会の職務執行について

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及びグループ経営会議等への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的な情報交換が行われており、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

## ③ グループ管理体制

毎月開催されるグループ経営会議において、子会社の社長及び役員が事業の実績報告を行うことに加えて、当社の執行役員等を子会社の監査役として派遣し、子会社の事業活動を把握し、適切な指示、助言を行うとともに、当該執行役員等を通じて当社に随時報告を行っております。

## ④ コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、全社員へ名刺サイズ版の企業行動憲章カードを配布し、常時携帯させております。また、社員のみならずパートやアルバイトも対象にe-ラーニング等による教育を実施し、より良い企業風土の醸成に努めております。なお、公益通報者保護規程に則り、リスクマネジメント部に加えて、社外にも内部通報窓口を設置し、内部通報環境の整備に努めております。

## ⑤ リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益を最小限にするため危機管理規程を制定し、毎月開催される組織横断的なリスク管理委員会において、グループ全体のリスクの見直しを行っております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業

価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社は、「情報技術で新しい仕組みや価値を創造し、豊かで幸せな社会の実現に貢献する」という企業理念のもと、企業も人も常に時代や時流を鑑みて変化していくことで成長を続けていかなければならないという考えから「持続的成長を可能にするエクセレントカンパニーへ」という経営方針を掲げております。システム開発や運用、クラウドサービス、受託計算業務、プリント・メーリング、BPOなど様々なサービスをお客様のビジネスに合わせて連携させ、自社クラウドデータセンターを軸に、ストックビジネスへ展開するビジネスモデルを推進することが、事業規模の拡大のもとより、企業価値向上ひいては株主共同の利益の源泉であります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握したうえで、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があります。

## ② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

### イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は個々の従業員のノウハウ等を結集したワンストップサービスの提供、顧客との信頼関係や当社の企業文化に基づいた当社独自のビジネスモデルの維持、地元密着型の企業文化の維持、及び適切な事業パートナーとの協力関係の維持により更なる企業価値の確保・向上を目指し取り組んでおります。

近年、個人情報保護法対策、災害対策を始めとするBCP(事業継続計画)、セキュリティ対策などに対してのアウトソーシングニーズは高く、ストックビジネスの拡大の好機と判断しております。

そこで当社はアウトソーシングビジネスの拡大を目指し、自社保有する4棟のデータセンターを活用した、クラウドサービスの高度化に注力しております。当社の法人向けクラウドサービス「Dream Cloud®」は、1,200社以上のお客様にプライベートからパブリックまで多様なニーズでご利用いただいております。

「Dream Cloud®」の中核サービスであるマネージドクラウド「Next Generation EASY Cloud® (NGEC)」は仮想化・クラウドテクノロジーの世界的なトップ企業のVMwareのテクノロジーを全面採用し、サービス基盤を刷新した次世代型クラウドサービスで、高い可用性を実現しております。

また、積極的なIR活動の推進により資本市場から正当な評価を得られるよう努力を続けております。

更に当社は、経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。

### ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

**③ 上記②の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由**

上記②イ及びロの各取組みは、当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでも、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,561,685</b>
現金及び預金	4,027,713
受取手形及び売掛金	5,930,552
商品	176,790
仕掛品	76,850
原材料及び貯蔵品	48,837
その他	301,345
貸倒引当金	△405
<b>固定資産</b>	<b>21,494,929</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,547,334</b>
建物及び構築物	10,868,150
土地	3,108,756
リース資産	137,458
建設仮勘定	1,594
その他	1,431,375
<b>無形固定資産</b>	<b>1,294,813</b>
のれん	231,556
ソフトウエア	1,009,509
その他	53,747
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,652,780</b>
投資有価証券	2,865,702
退職給付に係る資産	1,083,571
繰延税金資産	93,374
その他	638,254
貸倒引当金	△28,122
<b>資産合計</b>	<b>32,056,614</b>

(単位：千円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>8,625,013</b>
買掛金	1,409,194
短期借入金	3,039,768
リース債務	98,778
未払法人税等	511,594
賞与引当金	870,572
工事損失引当金	1,773
その他	2,693,332
<b>固定負債</b>	<b>7,218,770</b>
長期借入金	6,868,918
リース債務	68,030
繰延税金負債	118,182
退職給付に係る負債	700
資産除去債務	73,495
その他	89,444
<b>負債合計</b>	<b>15,843,784</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>15,925,752</b>
資本金	3,203,992
資本剰余金	3,146,335
利益剰余金	9,890,484
自己株式	△315,059
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>287,077</b>
その他有価証券評価差額金	233,319
退職給付に係る調整累計額	53,757
<b>純資産合計</b>	<b>16,212,830</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>32,056,614</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	30,016,039
売上原価	23,211,571
売上総利益	6,804,468
販売費及び一般管理費	4,648,967
営業利益	2,155,500
営業外収益	212,723
受取利息	335
受取配当金	36,189
助成金収入	128,059
保険解約返戻金	25,050
その他	23,088
営業外費用	88,658
支払利息	49,695
投資事業組合運用損	20,903
支払手数料	14,480
その他	3,579
経常利益	2,279,565
特別利益	217,157
投資有価証券売却益	212,266
固定資産売却益	4,891
特別損失	301,236
特別功労金	250,000
投資有価証券評価損	22,616
固定資産売却損	18,025
固定資産除却損	9,083
減損損失	1,511
税金等調整前当期純利益	2,195,487
法人税・住民税及び事業税	593,905
法人税等調整額	106,813
当期純利益	1,494,767
親会社株主に帰属する当期純利益	1,494,767

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,203,992	3,275,102	9,089,268	△356,390	15,211,972
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△693,551		△693,551
親会社株主に帰属する当期純利益			1,494,767		1,494,767
自己株式の取得				△105,740	△105,740
自己株式の処分		△128,766		147,071	18,305
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△128,766	801,215	41,331	713,780
当期末残高	3,203,992	3,146,335	9,890,484	△315,059	15,925,752

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	86,992	△74,453	12,538	15,224,511
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△693,551
親会社株主に帰属する当期純利益				1,494,767
自己株式の取得				△105,740
自己株式の処分				18,305
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	146,327	128,211	274,538	274,538
連結会計年度中の変動額合計	146,327	128,211	274,538	988,319
当期末残高	233,319	53,757	287,077	16,212,830

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,397,835</b>
現金及び預金	2,666,523
受取手形	3,300
売掛金	4,199,961
商品	171,170
仕掛品	45,698
原材料及び貯蔵品	48,728
前払費用	238,267
その他	24,472
貸倒引当金	△287
<b>固定資産</b>	<b>22,660,753</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,245,582</b>
建物	10,642,009
構築物	157,548
車輛運搬具	75
工具・器具・備品	1,394,007
土地	2,912,887
リース資産	137,458
建設仮勘定	1,594
<b>無形固定資産</b>	<b>947,839</b>
電話加入権	44,878
ソフトウェア	624,291
ソフトウェア仮勘定	278,669
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,467,331</b>
投資有価証券	2,388,965
関係会社株式	2,842,782
出資金	1,302
破産更生債権等	27,272
長期前払費用	146,901
前払年金費用	822,457
敷金・保証金	231,597
会員権	32,575
その他	1,600
貸倒引当金	△28,122
<b>資産合計</b>	<b>30,058,588</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>8,492,935</b>
買掛金	1,143,182
一年内返済予定の長期借入金	3,002,768
リース債務	98,778
未払金	646,957
未払法人税等	440,733
未払消費税等	222,133
未払費用	153,796
前受金	226,781
預り金	36,009
関係会社預り金	1,100,000
仮受金	958,534
賞与引当金	428,495
その他	34,764
<b>固定負債</b>	<b>7,094,668</b>
長期借入金	6,868,918
リース債務	68,030
資産除去債務	36,879
預り保証金	21,326
繰延税金負債	99,514
<b>負債合計</b>	<b>15,587,603</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>14,311,369</b>
<b>資本金</b>	<b>3,203,992</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>3,137,991</b>
資本準備金	801,000
その他資本剰余金	2,336,991
<b>利益剰余金</b>	<b>8,284,444</b>
その他利益剰余金	8,284,444
オープンイノベーション	49,000
促進税制積立金	
繰越利益剰余金	8,235,444
<b>自己株式</b>	<b>△315,059</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>159,614</b>
その他有価証券評価差額金	159,614
<b>純資産合計</b>	<b>14,470,984</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>30,058,588</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	21,636,392
売上原価	16,568,086
売上総利益	5,068,305
販売費及び一般管理費	3,349,148
営業利益	1,719,156
営業外収益	141,930
受取利息	11
受取配当金	86,022
保険解約返戻金	24,960
助成金収入	13,878
その他	17,056
営業外費用	89,432
支払利息	51,468
投資事業組合運用損	20,903
支払手数料	14,480
その他	2,579
経常利益	1,771,654
特別利益	197,371
投資有価証券売却益	192,480
固定資産売却益	4,891
特別損失	283,210
特別功労金	250,000
投資有価証券評価損	22,616
固定資産除却損	9,083
減損損失	1,511
税引前当期純利益	1,685,815
法人税・住民税及び事業税	437,381
法人税等調整額	72,785
当期純利益	1,175,648

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利益剰余金 合計
当期首残高	3,203,992	801,000	2,465,758	3,266,758	-	7,802,347	7,802,347
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△693,551	△693,551
当期純利益						1,175,648	1,175,648
オープンイノベーション促進 税制積立金の積立					49,000	△49,000	-
自己株式の取得							
自己株式の処分			△128,766	△128,766			
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	△128,766	△128,766	49,000	433,096	482,096
当期末残高	3,203,992	801,000	2,336,991	3,137,991	49,000	8,235,444	8,284,444

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	其他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△356,390	13,916,707	85,400	85,400	14,002,108
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△693,551			△693,551
当期純利益		1,175,648			1,175,648
オープンイノベーション促進 税制積立金の積立		-			-
自己株式の取得	△105,740	△105,740			△105,740
自己株式の処分	147,071	18,305			18,305
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）			74,214	74,214	74,214
事業年度中の変動額合計	41,331	394,661	74,214	74,214	468,876
当期末残高	△315,059	14,311,369	159,614	159,614	14,470,984

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 アイネット  
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 出口眞也®  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯室進康®

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイネットの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 アイネット  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 出口眞也®  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 飯室進康®  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイネットの2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、2020年6月24日に開催された第49回定時株主総会におきまして当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2020年4月1日から2020年6月24日定時株主総会終結までの監査につきましては、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を監査等委員会が引き継ぎ、監査の方法及び結果を確認の上、当事業年度の監査報告としております。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwCあらた有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、2019年10月、当社は日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備作業に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。監査等委員会は、当社が法令遵守の徹底とコンプライアンス推進の施策を通じ、従業員の意識改革に継続的に取り組んでおり、再発防止に向けた取り組みを徹底強化していることを確認しておりますが、今後も引き続き注視してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社アイネット 監査等委員会

常勤監査等委員 宮崎正敏 ㊞

常勤監査等委員 市川裕介 ㊞

監査等委員 田下佳彦 ㊞

監査等委員 浅井紀代子 ㊞

(注) 監査等委員宮崎正敏、市川裕介、田下佳彦及び浅井紀代子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

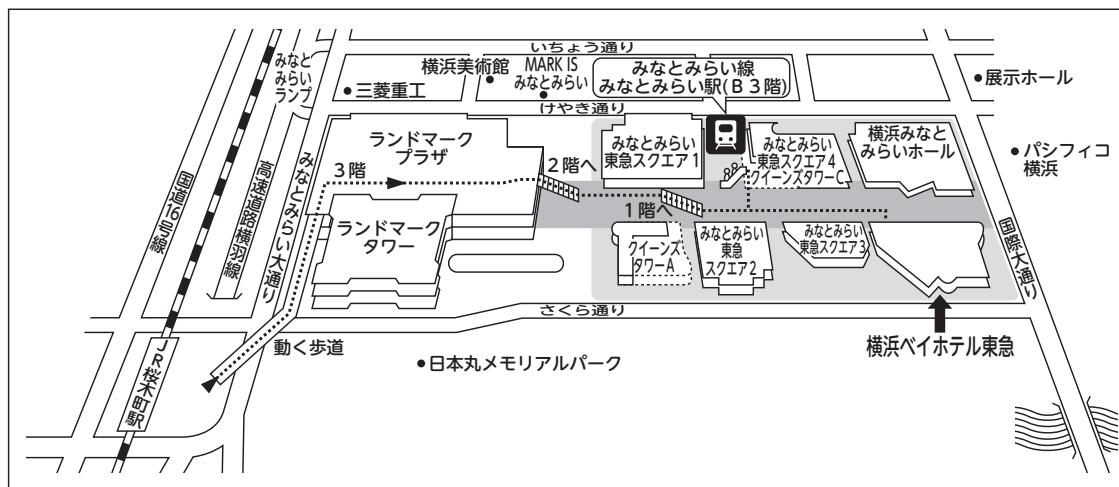
## 定時株主総会会場ご案内図

会場

横浜ベイホテル東急 地下2階 クイーンズグランドボールルーム  
横浜市西区みなとみらい二丁目3番7号 TEL 045-682-2222

交通

みなとみらい線 みなとみらい駅より徒歩3分  
J R京浜東北線(根岸線・横浜線) 桜木町駅より徒歩15分  
市営地下鉄ブルーライン 桜木町駅より徒歩15分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。また、本年も株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。